

第9回 ユニバーサルサービスワーキンググループ 参考資料

第7回会合における 事後質問等への回答

2024年6月17日
事務局

目次

第7回会合における事後質問等への回答

✓	N T T に対する会合中の質問	4
✓	N T T に対する事後質問	20
✓	KDDI に対する会合中の質問	26
✓	ソフトバンクに対する会合中の質問	30
✓	楽天モバイルに対する会合中の質問	33
✓	事務局に対する会合中の質問	37

第7回会合における事後質問等への回答

NTTへの質問に対する回答

会合中の質問

ユニバーサルサービス制度のコスト試算について

問1 ユニバーサルサービスにモバイルを位置付けることで約700億円が削減可能とのことだが、コスト試算の根拠を確認すると、これはNTT東西が固定電話の提供数を減らしたことによる削減額であり、ユニバーサルサービスにモバイルを位置付けたことではなく、あまねく提供責務から最終保障提供責務に見直すことによる効果であるという理解でよいか。

- 今回の試算については、総務省殿からの要請を踏まえ、固定地点（屋内）における0ABJ番号の提供を前提とした試算を行っていますが、当社の主張は、あくまで国民の利便性向上と経済合理性の観点から、モバイルを軸としたユニバーサルサービスに変更することで、固定地点（屋内）のみでなく、居住エリア（屋外）の保障（0A0番号の保障）をすべきという考えです。
- 固定地点（屋内）については、当社が提案した電話のパターン①～④のいずれの場合であっても、無線が届かないエリア等については、NTT東西が光を活用して0ABJ番号の電話サービスの提供責務を引き続き担っていく考えです。
- なお、約700億円/年の削減額については、電話パターン①「NTT東西が光回線電話を全国提供した場合」とパターン④「モバイル網固定電話（homeでんわ等）を保障する場合」の赤字額の差分となります。
- 電話パターン①については、電話単体サービスである光回線電話が赤字構造となっていることに加え、「他事業者は光整備済みだがNTT東西は未整備のエリア」における試算は、NTT東西が光回線電話で提供責務を担うことを前提に算出しており、電話の提供のためだけにNTT東西による光の新規整備が必要となるため、大幅な赤字となります。
- 一方、電話パターン④については、無線を活用したモバイル網固定電話（0ABJ固定電話）を活用することで、トータルの赤字額が60億円と大幅に低減可能です。さらに、固定地点（屋内）での利用の保障から、追加コストなく、居住エリア（屋外）でのモバイルの利用の保障が実現できるものと考えています。

ユニバーサルサービス制度のコスト試算について

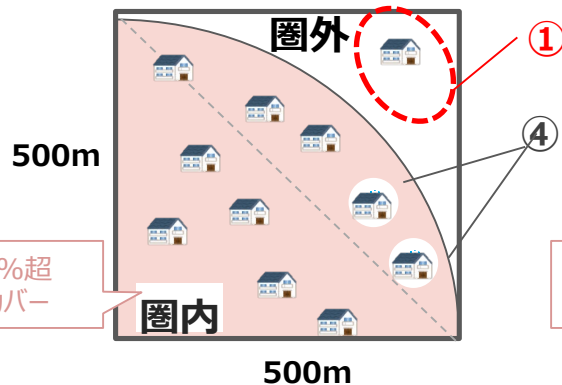
問2 電話の試算パターン②と④で、MNO未提供エリアにおける維持費を人口カバー率から試算しているが、人口カバー率の算定方法では、50%超をカバーしているメッシュはエリア内であるとされるため、MNOのエリア内とされているメッシュの中でも、実際にはエリア外の人口があり、エリア外人口の実数はより多い。そのため、モバイル回線の赤字は試算額より大きくなると思うが、どうか。

- MNO未提供エリアについては、下図のとおり、「①人口カバー算出では提供済となっているメッシュだが、実際には存在する圏外」、「②人口カバー算出においても未提供とされているメッシュに存在する圏外」があります。一方、実際には圏内であるものの、人口カバー算出上は圏外として扱われているものとして、「③人口カバー算出で未提供とされているメッシュに存在する、実際には圏内」があります。
- 今回、当社がお示したモバイルの未提供エリアにおける維持コストは、実際に圏外であるかどうかに基づき算定しており、▲50億円/年に①と②は含まれる一方、③は圏内であるため含みません。
- ▲50億円/年については、総務省殿からMNO各社に提供している「全国の市区町村における電波が入らないエリアに関する調査結果」のエリア外人口データを基に①・②のエリアを特定し、当該エリアの収支を算出しています。

人口カバー率 99.99%

過半をカバーしたメッシュ

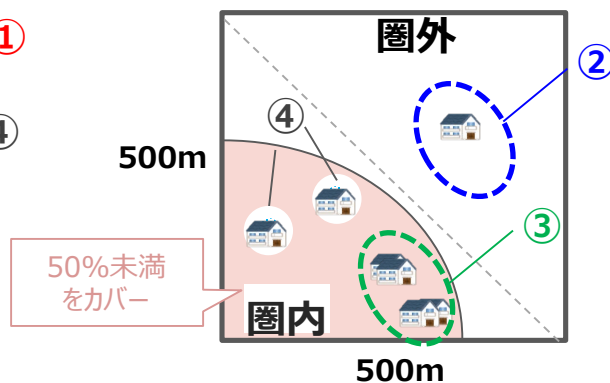
メッシュ内の全人口をエリア人口としてカウント【100%】



非カバー率 0.01%

過半をカバーしていないメッシュ

メッシュ内の全人口をエリア外人口としてカウント【0%】



- ① 人口カバー算出では提供済となっているメッシュだが、実際には存在する圏外
- ② 人口カバー算出においても未提供とされているメッシュに存在する圏外
- ③ 人口カバー算出で未提供とされているメッシュに存在する、実際には圏内
- ④ エリアカバレッジしているが、ビル影等で電波が届きにくい場所

ユニバーサルサービス制度のコスト試算について

問3 電話の試算パターン②での赤字額が270億円であり、これには、ワイヤレス固定電話におけるFAXや緊急通報時の番号変換の機能搭載にかかるコストが含まれる。そのような機能が電話のユニバーサルサービス制度の中で義務付けられなくなった場合、②の赤字額もかなり小さくなると理解してよいか。

- FAXや緊急通報時の番号変換の機能等はコスト単価の■■■■を占めており、技術要件が緩和された場合、赤字額も縮小することが期待されますが、現在の方式から新たな方式に切り替える必要があり、新たな機能開発や設備構築を要するため、そのコストが追加で発生すると想定しています。
- また、ワイヤレス固定電話はMNOから調達したモバイル網に加えて、NTT東西もワイヤレス固定電話の固有設備を構築したうえで、NTT東西のネットワークとモバイル網の接続点を新たに構築することを前提としたサービスであり、モバイル網のコストに加えてNTT東西のネットワークにおいてもコストが発生するため、仮に技術要件が緩和された場合においても、モバイル網固定電話水準までコスト削減することは困難と考えます。

構成員限り

ユニバーサルサービス制度のコスト試算について

問4 ワイヤレス固定電話の提供可能地域の制限を緩和し、全国提供できるようにしても、FAXや緊急通報時の番号変換の機能等の搭載が引き続き義務付けられるのであれば、ワイヤレス固定電話の収支は赤字になるということでしょうか。

- 今回の試算はワイヤレス固定電話を全国展開することを前提としており、その際の収支は赤字構造となります。（収入単価：
■■■■ 円/月・回線 コスト単価：■■■■ 円/月・回線）
- ワイヤレス固定電話の設備構成は下図のとおりですが、ターミナルアダプタ（TA）については、全国展開による調達コストの削減効果を今回の試算に見込んでいる一方、それ以外のネットワークコストについては、現行のネットワーク装置等は限られたエリアでの利用を前提に構築したものであり、全国展開する際には新たに増設が必要となることから、1ユーザ当たりのコスト水準は変わらないと想定しています。

ユニバーサルサービス制度のコスト試算について

問5 現状の減少トレンドから、メタル縮退時点での残存固定回線数を500万回線と見積もっているようだが、メタル縮退が近づけば光への移行施策を当然実施するものと思われるため、その効果を考慮する必要はあるのではないか。

- ご指摘のとおり、移行施策の実施は必要と考えておりますが、光ブロードバンドへの移行数はそれほど大きくは見込めないと想定しています。
- 光未提供エリアのお客様について、光が提供された場合、ブロードバンドの利用ニーズがあるお客様は光ブロードバンドの契約を行い、固定電話を光ブロードバンドの付加サービス（ひかり電話）へ移行する可能性はありますが、そもそも光未提供エリアにおける加入電話をご利用されているお客様は現時点で■■■■回線と全体の■■■■%程度と僅少であることから、移行施策の影響は軽微だと考えます。
- また、すでに光提供済みとなっているエリアで現在も加入電話をご利用されているお客様については、今後も光のブロードバンドの利用意向は低いと想定されることから、加入電話の代替サービスをご提案していくことが必要と考えています。

ユニバーサルサービス制度のコスト試算について

問6 上記500万回線に全国の未提供エリア世帯数等を掛けることで対象回線数を算出しているようだが、これは上記500万回線が全国均一に分布していることを仮定している。実際には光提供エリアでは光回線への移行が進むため残存回線の割合は少なく、未提供エリアでは多くなることが想定され、その影響を考慮する必要があるのではないか。

- 当社としては、移行施策の実施による光ブロードバンドへの移行数はそれほど大きくは見込めないと想定しています。
- すでに光提供済みとなっているエリアで現在も加入電話をご利用されているお客様については、今後も光のブロードバンドの利用意向は低いと想定されることから、加入電話の代替サービスをご提案していくことが必要と考えています。
- 一方で、光未提供エリアのお客様について、光が提供された場合、ブロードバンドの利用ニーズがあるお客様は光ブロードバンドの契約を行い、固定電話を光ブロードバンドの付加サービス（ひかり電話）へ移行する可能性はありますが、そもそも光未提供エリアにおける加入電話をご利用されているお客様は現時点で ■■■ 回線と全体の ■■■ %程度と僅少であることから、移行施策の影響は軽微だと考えます。

NTTに対する質問

ユニバーサルサービス制度のコスト試算について

問7 以下の項目に関して、試算の過程でNTTは把握しているものと思われるので、示されたい。(2)以降について全数を示すことが困難であれば、全国の典型的なエリア少なくとも10箇所程度について示されたい。

- (1) 全国の未光エリアの箇所数
- (2) 各未光エリアに関して法人ユーザを含むユーザ数
- (3) 各未光エリアに関して隣接エリアでブロードバンドサービスを提供しているのがNTTか否か
- (4) 各未光エリアに関してNTT局舎からの距離

- ブロードバンドの試算において、未光エリアを世帯カバー100%にした場合の赤字額は、2年前の総務省殿による試算を基に算出しており、他社の状況も加味した全国の未光エリアの箇所数等は把握できておりませんが、NTT東西における未光エリアは以下のとおりです。((1) については別紙の通りです)

No	エリア特性			地名 (メッシュコード (500mメッシュ))	(2) 法人ユーザを含むユーザ数		(3) 隣接8メッシュのうち NTTが光提供しているメッシュ数	(4) NTT局舎からの距離 【最寄の光提供済みビルからの距離】
	市街地・ ルーラル	他事業者 によるBB サービス提 供有無※1	MNO提供 エリア内外		加入電話施設数 (2023年3月末時点)	世帯数※2 事業所数※3		
1								
2								
3								
4								
5								

構成員限り

※1 当社がHP等の情報に基づき確認できたもの ※2 令和2年国勢調査における一般世帯数 ※3 経済センサス2014に基づく事業所数

NTTに対する質問

No	エリア特性			地名 (メッシュコード (500mメッシュ))	(2) 法人ユーザを含むユーザ数		(3) 隣接8メッシュのうち NTTが光提供してい る メッシュ数	(4) NTT局舎から の距離 【最寄の光提供済み ビルからの距離】
	市街地・ ルーラル	他事業者 によるBB サービス提 供有無※1	MNO提供 エリア内外		加入電話施設数 (2023年3月末時点)	世帯数※2 事業所数※3		
6								構成員限り
7								
8								
9								
10								

(参考) 東西が光のエリア拡大を行ったエリア※に関するデータ※No.11、12ともに2022年度にエリア拡大を実施

No	エリア特性			地名 (メッシュコード (500mメッシュ))	(2) 法人ユーザを含むユーザ数		(3) 隣接8メッシュのうち NTTが光提供してい る メッシュ数	(4) NTT局舎から の距離 【最寄の光提供済み ビルからの距離】
	市街地・ ルーラル	他事業者 によるBB サービス提 供有無※1	MNO提供 エリア内外		加入電話施設数 (2023年3月末時点)	世帯数※2 事業所数※3		
11								構成員限り
12								

※1 当社がHP等の情報に基づき確認できたもの ※2 令和2年国勢調査における一般世帯数 ※3 経済センサス2014に基づく事業所数

別紙

ユニバWG（第7回）参考資料7-1 コスト試算の補足資料（NTT提出資料）より抜粋

（参考8）NTT東西のFTTH未提供エリア（メッシュ数）について



	NTT東西計					
	NTT東日本			NTT西日本		
	メッシュ数 (500mメッシュ) ※1	MNO エリア内	MNO エリア外※2	メッシュ数 (500mメッシュ) ※1	MNO エリア内	MNO エリア外※2
合計	46.6万	46.5万	1千			
光提供済	38.0万	38.0万	6百			
光未提供	8.6万	8.6万	4百			

構成員限り

※1：令和2年国勢調査に関する地域メッシュ統計（2020年10月1日時点データ）を基に世帯数または当地に常住する15歳以上就業者・通学者・就業者数が1以上のメッシュを抽出
 ※2：総務省公表「携帯電話を利用できない不感地域の状況について」のデータ等を用いて抽出（2023年3月末時点データ）

(参考) サンプルエリアの地図

構成員限り

(参考) サンプルエリアの地図

構成員限り

(参考) サンプルエリアの地図

構成員限り

(参考) サンプルエリアの地図

構成員限り

(参考) サンプルエリアの地図

構成員限り

(参考) サンプルエリアの地図

構成員限り

事後質問

ユニバーサルサービス制度のコスト試算について

問1 固定電話のユーザ数（500万）について、通常、設備の維持限界が見えたサービスは利用者の移行促進を図るものであるため、現状の減少トレンドの延長で2035年時点で500万回線と見積もることは現実的ではない、また、2035年以降ではなく、2035年までのユニバーサルサービスの在り方を検討するにあたっては、メタルの縮退計画（契約や設備量）の見通しが必要不可欠な情報と考える。今後メタル縮退計画をプロセスをお示しいただけるとのことであるが、いつ頃提示予定か教えてほしい。

- 当社としては、2035年時点で加入電話の契約者数を500万と試算していますが、0ABJ番号の固定電話の利用ニーズがあるお客様に対しては、なるべく早期に代替サービスを確定したうえで、移行勧奨を開始していくことが必要であり、その結果、2035年度のメタル縮退の段階ですべてのお客様が円滑に代替サービスに移行完了することが必要と考えています。
- メタル縮退計画のプロセスについては、第8回ユニバーサルサービスWG（2024年5月27日開催）の資料8-2「日本電信電話株式会社提出資料」でお示したとおりとなります。
- なお、当社としては、移行施策の実施による光ブロードバンドへの移行数はそれほど大きくは見込めないと想定しています。
- すでに光提供済みとなっているエリアで現在も加入電話をご利用されているお客様については、今後も光のブロードバンドの利用意向は低いと想定されることから、加入電話の代替サービスをご提案していくことが必要と考えています。
- 一方で、光未提供エリアのお客様について、光が提供された場合、ブロードバンドの利用ニーズがあるお客様は光ブロードバンドの契約を行い、固定電話を光ブロードバンドの付加サービス（ひかり電話）へ移行する可能性はありますが、そもそも光未提供エリアにおける加入電話をご利用されているお客様は現時点で■■■■回線と全体の■■■■%程度と僅少であることから、その影響は軽微だと考えます。

ユニバーサルサービス制度のコスト試算について

問2 補助金に関して、NTT試算では、未整備エリアは補助金で賄われる前提だが、光回線やワイヤレス固定方式、ワイヤレス固定ブロードバンドも100%が補助される（＝試算に入らない）前提なのか。

※NTT光未整備エリア（他社整備済み）は除く

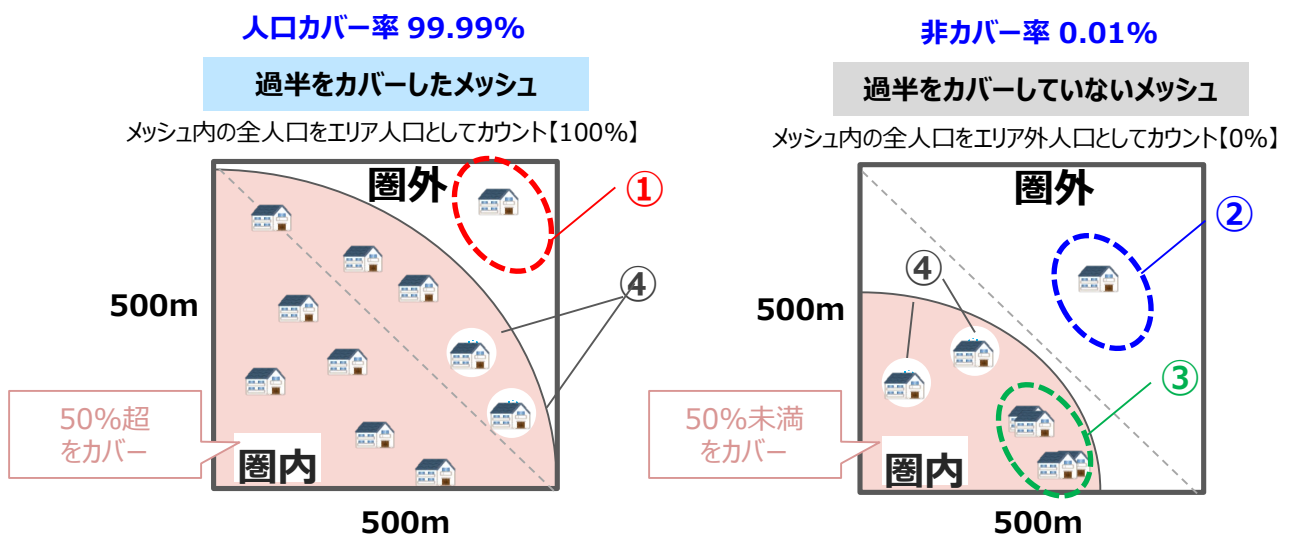
- ワイヤレス固定ブロードバンドについては、現行のブロードバンドのユニバーサルサービス制度において、未整備地域解消のための設備の初期整備に要する整備費用は、「高度無線環境整備推進事業」等の国の補助金や、関連する地方財政措置等の公的な財政的支援によって行われていくことを想定していることから、補助金で賄われることを前提としています。
- また、光回線電話の整備費については、光回線電話に関する整備をした際、あわせてブロードバンドの利用も可能となることから、ブロードバンドの整備費に関する補助金で賄われていくことを想定しており、試算の対象外としています。
- モバイル網固定電話（ワイヤレス固定方式）については、基地局開設計画によれば2024年3月末までにエリア外人口がゼロとなる計画であり、当該計画が達成された場合には、整備費・維持費はいずれも発生しないと認識しておりますが、開設計画の達成状況が公表されていないため、現時点では、当社試算においては維持費の▲50億円を見込んでいます。
- 一方でモバイルの整備費については、現在の補助金制度（携帯電話等エリア整備事業）はエリア外人口をすべて解消する基地局開設計画が認定されたこと等を踏まえ、居住エリアは対象となっていないと認識していますが、仮に開設計画が達成されていない場合は、改めて居住エリアを補助対象にする等の見直しの検討も必要になると考えられることから、試算の対象外としています。

NTTに対する質問

ユニバーサルサービス制度のコスト試算について

問3 ワイヤレス固定方式に関する試算について、第7回ユニバーサルサービスWGの質疑の中で総務省殿のメッシュカバー情報を用いた旨のコメントがあったが、その情報は「メッシュ100%カバーしているメッシュ数データ」という理解であっているか。また、本試算ではルーラルエリアの屋内対策についてはどのように試算されているのか。

- MNO未提供エリアについては、下図のとおり、「①人口カバー算出では提供済となっているメッシュだが、実際には存在する圏外」、「②人口カバー算出においても未提供とされているメッシュに存在する圏外」があります。一方、実際には圏内であるものの、人口カバー算出上は圏外として扱われているものとして、「③人口カバー算出で未提供とされているメッシュに存在する、実際には圏内」があります。
- 他方、ワイヤレス固定方式の未提供エリアにおける維持コスト▲50億円/年については、総務省殿の「全国の市区町村における電波が入らないエリアに関する調査結果」のエリア外人口のデータを基に圏外エリア（①・②）を特定し、収支を算出しています。
(参考) https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/proc/others/001_jp.pdf
- ルーラルエリアの屋内対策については、お客様からの申告等に基づき、MNOがレピータ等による電波改善対応を実施しますが、それでもなお、改善されない場合については、NTT東西が光回線電話を提供することとし、▲10億円/年を見込んでいます。



- ① 人口カバー算出では提供済となっているメッシュだが、実際には存在する圏外
- ② 人口カバー算出においても未提供とされているメッシュに存在する圏外
- ③ 人口カバー算出で未提供とされているメッシュに存在する、実際には圏内
- ④ エリアカバレッジしているが、ビル影等で電波が届きにくい場所

ユニバーサルサービス制度のコスト試算について

問4 電話の試算パターン①について、NTT東西未光整備エリア（他社は整備済みエリア）における費用として整備費用（維持費用）の他に、なぜ追加で該当エリアの減価償却費を足しているのか。

- ご質問の趣旨は、「NTT東西は未整備だが他社は整備済みエリア」と「NTT東西も他社も未整備のエリア」のうち、前者についてのみ、設備の維持に要するランニングコストに加えて、整備費用に対応する減価償却費をコストとして見込んでいる理由についての確認と理解しました。
- 現行のブロードバンドのユニバーサルサービス制度において、未整備地域解消のための設備の初期整備に要する整備費用は、「高度無線環境整備推進事業」等の国の補助金や、関連する地方財政措置等の公的な財政的支援によって行われていくことを想定していることから、「NTT東西も他社も未整備のエリア」の整備費については補助金で賄われることを前提としています。
- 一方、「NTT東西は未整備だが、他社は整備済みエリア」については、NTT東西が光回線電話で100%カバーする際にはNTT東西による光の新規整備が必要ですが、他者が提供済み（未整備地域ではない）のため補助金の活用は見込めず、整備費用を要するため、維持費用に設備の維持に要するランニングコストに加えて、整備費用に対応する減価償却費を足しています。

第7回会合における事後質問等への回答

KDDIへの質問に対する回答

会合中の質問

ユニバーサルサービスに関する基本的な考え方について

問1 開設計画の認可に基づく責務は、認可期間内に限った時限的なものであるため、MNO各社にあまねく提供責務や退出規制といった、半永久的に負うべきユニバーサルサービス提供のための責務を課することはできないと考えられるが、MNO各社としてはどう考えるか。

- 開設計画の認可に基づくMNOの電波法上の責務は認可期間内に限った時限的なものであるため、半永久的なユニバーサルサービス提供責務や退出規制等の義務をMNOに課することは適切ではないと考えます。
- MNOには電波法の開設計画認定制度や周波数再割当制度等によりエリア整備・維持に関する一定の規律が課されており、国民共有の財産である電波の有効活用に継続的に取り組んでまいります。また、競争を通じたエリア維持や拡大のインセンティブも働いており、競合事業者間の切磋琢磨によって、利用者利便は十分に確保されているものと考えます。

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問2 貴社（KDDI）は、電話のあまねく提供責務は維持すべきとの主張をされているという認識だが、固定電話単体での需要は減る中で、あまねく提供責務から最終保障提供責務に見直す議論もあり得るところ、これについてどう考えているか。

問3 電話のユニバーサルサービスの対象にモバイル網固定電話を位置付けることについて、MNO各社としてはどう考えるか。

- デジタル田園都市国家構想では、光ファイバの整備により高度なサービスの利便性を確保し豊かな社会を実現することが目標であると認識しております。そのため、NTTが進めるメタルの縮退は、デジタル田園都市国家構想に合致した光への移行を原則とすることが重要と考えます。
- メタルの縮退と光への移行にあたっては、事業者目線のコスト削減の観点のみならず、利用者目線に立ち、メタル回線を活用して端末との組み合わせにより提供されている緊急通報システム/あんしん電話等の安心系サービスの具体的な代替策を明確化し、利用者に説明・理解を得ることや、緊急通報受理機関の責務の観点から必要な対策を講じることなどが不可欠です。
- サービスの移行に際しては、過去の当社メタルプラス電話終了時の利用者アンケートによって、安心系サービスが使えなくなること等への不安を理由にモバイル網固定電話への移行を望まない一定の利用者が存在することが判明しております。こうした利用者の懸念に丁寧に対応し、利用者の理解を得ながらメタルの縮退と光への移行を進めることが重要です。
- 人命に関わる緊急通報については、警察や全国の消防本部等の受理機関に対し、光ファイバを利用した固定電話（光回線電話やブロードバンド重畳型の光IP電話）とモバイル網固定電話の双方について、回線保留や折り返しに準ずる機能の要否等を改めて確認し、当該機能の要否を明確化した正式文書を受領することが必要と考えます。
- このように利用者や緊急通報受理機関の責務の観点から課題解決を図ったうえで、できるだけ早期にメタルから光ファイバへの移行を促進できるよう取り組むべきと考えます。制度の見直しにあたっては、こうした課題解決を前提として、2030年頃を目途に、あまねく提供責務から最終保障提供責務への見直しを検討することが適当です。
- なお、モバイル網固定電話の活用については、光ファイバへの移行を前提としつつ、山間部等の一部の条件不利地域における補完的な手段として位置付けることに賛同いたします。その際、上述の安心系サービスや緊急通報機能等の課題解決において利用者への十分な説明と理解の下で進める必要があります。光ファイバへの移行を最優先に進めながら、モバイル網活用に伴う課題を解決し、将来的なサービスの移行に道筋をつけていくことが適切と考えます。

第7回会合における事後質問等への回答

ソフトバンクへの質問に対する回答

会合中の質問

ユニバーサルサービスに関する基本的な考え方について

問1 開設計画の認可に基づく責務は、認可期間内に限った時限的なものであるため、MNO各社にあまねく提供責務や退出規制といった、半永久的に負うべきユニバーサルサービス提供のための責務を課すことはできないと考えられるが、MNO各社としてはどう考えるか。

- ご指摘の通り現行の電波法における義務は開設計画期間中のみであることに加え、免許期間が5年間と短期間であることを踏まえれば、MNO各社にあまねく提供責務や退出規制を課すことはできないものと考えます。
- なお、不用意にモバイルの提供エリアを縮退・縮小させないためにMNO各社へ新たな責務を課すことについては、電波の有効利用評価において開設計画値以上でなければ割り当てられた周波数が再割り当て対象となるものであり、実質的なエリアの維持義務が既に存在することから不適切と考えます。

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問2 電話のユニバーサルサービスの対象にモバイル網固定電話を位置付けることについて、MNO各社としてはどう考えるか。

- ご質問の「ユニバーサルサービス」は、電気通信事業法の「基礎的電気通信役務」を意味するものとして回答します。
- モバイル網固定電話は、現行のユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）の対象となっている加入電話等よりも品質面や機能面で劣後することから、ユニバーサルサービスの対象にすべきかは慎重に検討すべきと考えます。
- また、モバイル網固定電話は競争により発展してきたサービスであることから、仮にユニバーサルサービス化する場合には、現状の第一号基礎的電気通信役務と同等の規律を課すことは不適切であり、第二号基礎的電気通信役務と同様の規律とすること（現行、市場で提供されているサービス仕様を是とすること、届出が必要な約款は保障契約約款とし、約款外でのサービス提供も可能とすること等）が絶対的な条件と考えます。

第7回会合における事後質問等への回答

楽天モバイルへの質問に対する回答

会合中の質問

ユニバーサルサービスに関する基本的な考え方について

問1 開設計画の認可に基づく責務は、認可期間内に限った時限的なものであるため、MNO各社にあまねく提供責務や退出規制といった、半永久的に負うべきユニバーサルサービス提供のための責務を課することはできないと考えられるが、MNO各社としてはどう考えるか。

- 上記理由に加えて、以下3点の理由により、MNOにユニバーサルサービス制度の責務を課すことについては、慎重な検討が必要と考えます。
- モバイルサービスのエリア拡大は電波法上の規律で担保されており、未提供エリアの解消についても同様に電波法上の規律に基づきMNOが取り組んでいくべき課題と考えられることから、ユニバーサルサービス制度によるエリアカバー責務は二重規制となる恐れがある
- NTNによる不感地等へのネットワーク拡張に向けた開発競争・投資を各社で取り組んでいる中、ユニバーサルサービス制度による地上系基地局設置はイノベーションを阻害し、二重投資となる恐れがある
- 固定電話の効率的な提供と既存メタル利用者の保護の両立を図るという観点から、メタル利用者の残る区域では、その業務区域の縮小を制限する退出規制を設けることで、あまねく提供責務を確保する仕組みが必要

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問2 電話のユニバーサルサービスの対象にモバイル網固定電話を位置付けることについて、MNO各社としてはどう考えるか。

- 問1の回答に記載の理由から、MNOにユニバーサルサービス制度の責務を課すことについては慎重な検討が必要と考えられる点に加えて、モバイル網固定電話には以下のような技術的特性から安定性に課題が存在する点を踏まえ、電話のユニバーサルサービスの対象にモバイル網固定電話を位置付けることについては、慎重な検討が必要と考えます。

<モバイル網固定電話の技術的特性>

- ✓ 条件不利地域など圏外エリアでのサービスができない
- ✓ 携帯電話の電波の不安定性により接続できなくなる可能性
 - ・建物高層階：周辺基地局からの干渉増加による接続不安定
 - ・地下・屋内・ビル影：エリア内でも圏外になる可能性
- ✓ 緊急通報時には携帯電話番号での通報、位置情報が携帯電話と同じ精度

※第6回 藤井構成員資料を参考に当社作成

第7回会合における事後質問等への回答

事務局への質問に対する回答

会合中の質問

ユニバーサルサービス制度のコスト試算について

問1 NTTは総務省の、MNOの未提供エリアに関する全国の自治体に対する調査結果のデータを用いて試算をしたとのことだったが、そのデータを確認したい。

- 携帯電話を利用できない不感地域の状況については、500m四方メッシュごとのエリアカバー状況に基づいて算出される「人口カバー率」とは別に、自治体とMNO各社への調査結果を基に算出した「エリア外人口」を総務省として取りまとめています。
- 構成員ご指摘の、各自治体の状況を踏まえた値である「エリア外人口」については、各自治体からの不感地域に係る申告を基に集計した結果、最新の数値としては、令和4年度末時点で0.62万人（エリア化を要望しない地域を除くと約0.6万人）であり、公表されています。（https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/proc/others/001_jp.pdf）
- なお、内訳データについては、調査関係者であるMNO各社には共有していますが、調査関係者以外には非公表とするよう希望する自治体もあることから、引き続き非公表とさせていただきます。

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問2 モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けることに関して、緊急通報受理機関側の受け止めはどうか。

- モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付ける場合の各緊急通報受理機関における受け止めについては、現在各機関と調整中であり、今後お示しさせていただきます。